

【佐井寺西土地区画整理事業】 提案書についての審査会委員等からの質問及びそれに対する事業者の回答

番号	審査会委員等からの質問	提案書のページ	事業者の回答
1	「本事業は昭和34年（1959年）に都市計画決定されており」とありますが、60年前の決定であり、その後、かなり状況や環境が変わってきていると思うのですが、その見直しを行ったのでしょうか。	p. 3-4	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中岸部線（昭和34年都市計画決定）については、平成25年8月21日付府公告1510号で都市計画の見直しを行いました。 ・見直しの結果、吹田市域における東西を結ぶ交通の確保を図る上で必要であり、他の路線の渋滞等の解消に大きな効果が期待されることから、存続することになりました。
2	表3.3.2の土地利用について「宅地と宅地が分断された土地利用の対応が必要である」とありますが、なぜ必要なのでしょう。また、「今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な宅地の整備が必要である」確かに吹田市は近隣の都市に比較すると人口が増えています。日本の人口減少が続く中で、吹田市は今後も増え続けると予想しているのでしょうか。	p. 3-5	<ul style="list-style-type: none"> ・「宅地と宅地が分断された」とは、住宅地と住宅地の間に、低未利用地が存在するというを示しています。本事業は、低未利用地による宅地の分断を解消するため、土地区画整理を行うことにより、有効な土地利用を推進し、良質な住環境を形成することを目的としています。 ・「吹田市第4次総合計画」における将来人口の推計結果をみると、吹田市の人口は、2030年まで増加した後、横ばいとなる見込みです。
3	土地区画地域はかなり豊富な緑を有している。土地区画整理では3%のみの公園を造成する計画になっているが、この事業終了後、他機関と調整して緑地計画をしっかりと作成してほしい。	p. 3-10	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業完了後の緑地計画については、地権者が作成するものですが、提案書のp. 3-10に記載のとおり、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づいて、事業計画地面積の28%以上を確保することを目標としています。 ・その実現に向けての方策については、提案書p. 3-17に記載のとおりであり、本事業完了後、開発事業者に対して、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」をはじめとする条例を活用し、事業計画地の緑化を適切に誘導していくものとします。
4	事業計画地の西に高川、南には上の川が流れており、それらはいずれも神崎川に合流していると記載されています。神崎川は大阪では有数の汚濁レベルの高い河川なので、特に工事中において、周辺の川に使用した廃材等が流れていかないよう気をつけていただきたいと思います。	p. 3-13	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書p. 3-13に記載のとおり、造成工事に当たっては、仮設沈砂池などを設け、土砂や廃材等が周辺の河川に流入しないようにします。

番号	審査会委員等からの質問	提案書のページ	事業者の回答
5	工事関連車両の走行ルートとして、細街路が指定されています。通行台数は少ないとのことでしたが、交通安全対策の検討をお願いします。	p. 3-14	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の細街路は、市道佐竹千里山駅線のことと考えます。当該道路は、対向2車線の市道ですが、他の工事関連車両の走行ルートと比較し幅員が狭いことから、工事用進入路が確保されるまでの期間において使用することとし、都市計画道路が使用可能になり次第、豊中岸部線や佐井寺片山高浜線等の幅員が広い道路を使用します。 ・工事中の交通安全については、提案書表 6.1.1 に記載のとおりであり、具体的には、交通誘導員の配置や大型車の走行時間帯の取り決めについて、地元自治会や工事箇所近接する小学校、幼稚園等の関係者との協議を行います。
6	土地利用計画の検討について 調整池を地下に作るB案を採用するとしていますが、第3次環境基本計画（案）では「みどりを継承する」として農地とため池の保全をあげていて、さらに潤いのある水辺景観を育成しますとの記述もありますが、その関係はどのようになるのでしょうか。また、かなりの農地が潰されることとなりますが、それについてはどのように考えているのでしょうか。	p. 3-16	<ul style="list-style-type: none"> ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」の基本理念の一つである「市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める」ためには、「みどりを継承する」ことは重要な要素の一つと認識しています。 ・事業計画地が抱える問題点は、提案書 p. 3-4 に記載のとおりです。都市計画道路の整備予定地においては、生産緑地の指定解除等により、私有地である農地やため池の維持が困難となり、民間事業者による土地の買取り及び開発が進められているのが現状です。 ・提案書 p. 3-6 表 3.3.3 に記載のとおり、現況の公共用地としての「公園・遊園」は事業計画地のわずか0.5%ですが、事業計画では「公園・遊園、緑地」として3.6%を確保する予定であり、本事業完了後には、みどり（公園・遊園、緑地）が公共用地として継承されることになると考えます。 ・本事業完了後については、街路樹や公園内の樹木の維持管理を適切に行い、次世代へみどりを継承していきます。さらに、開発事業者に対しては、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」をはじめとする条例を活用し、事業計画地内の緑化を適切に誘導していきます。 ・また、私有地のみどりについては、地権者が農地や竹藪等の緑地の維持を希望された場合は、可能な限り、換地計画において同種の土地への換地で対応できるよう検討します。

番号	審査会委員等からの質問	提案書のページ	事業者の回答
7	環境に対する取り組み方針について 市街地の貴重なみどりを継承するとありますが、貴重なみどりとは何をさすのでしょうか。	p. 5-1	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の貴重なみどりとは、屋敷林等の都市緑地や公園等をさします。 事業計画地内においては、公共用地として都市計画道路の街路樹や公園、緑地等のみどりを整備し、事業計画地の北側及び西側を取り巻く千里緑地等の既存のみどりの連続性を確保します。
8	<グリーンインフラの整備活用も含めた供用後の雨水浸透> 環境取組内容において、公園、緑地、街路樹といったグリーンインフラの整備活用も含めた対策を検討することが望ましい。	p. 6-8	<ul style="list-style-type: none"> グリーンインフラの重要性は認識しており、公園、緑地、街路樹の整備に当たっては、雨水浸透などのグリーンインフラの整備活用も含めた対策を検討します。
9	審議会でも提案したが、工事プロセスにおけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出の予測（概算）を示すとともに、できるだけこれらを抑える手立ても示す必要があるのではないかと。 脱炭素社会形成という流れの中、大規模工事におけるこれらの環境負荷の低減の方策を提示していくことはますます重要になるのではないかとと思われる（つまり工事プロセスで大量にエネルギー消費をしてよいということにはならないと考えられる）。	p. 7-2	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市環境影響評価技術指針では、地球温暖化（温室効果ガス、エネルギー）は、工事を対象とした予測・評価が必要な環境要素に指定されていません。 工事プロセス、工法、車両の出し入れの工夫による温室効果ガス排出量や消費エネルギーの削減量の算定には、詳細な施工計画が必要ですが、これは工事開始時に作成されるものであるため、環境影響評価書案での検討は困難です。
10	工法、車両の出し入れの状況（ガソリン利用量に係る）、などの計画によって工事に関わるエネルギー消費の状況を把握することは可能と考えられるが、本項目の評価の可能性についても検討いただきたい。	p. 7-2	<ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、地球温暖化は、予測・評価項目として選定しておりません。なお、建設工事における環境負荷の低減の方策として、例えば、 <ol style="list-style-type: none"> ① 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。 ② 可能な限り国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を採用する。 ③ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。 ④ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。 などの方策を講じることとします。 これらの方策は、環境影響評価書案において、大気汚染に係る環境保全措置として記載しますが、地球温暖化対策（温室効果ガスの排出量の低減）についても配慮することを、工事計画もしくは大気汚染の評価に記載します。
11	ヒートアイランド影響についても、なるべく整理事業後の開発計画に沿って実施して頂きたい。	p. 7-5	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書案における予測に当たっては、その時点の最新の土地利用計画や開発計画に基づいて、ヒートアイランド影響について予測します。

番号	審査会委員等からの質問	提案書のページ	事業者の回答
12	<p>現況調査および調査の内容について 生物調査に関して、調査回数がかかれていますが、1日調査したら1回と数えるのでしょうか。それなら昆虫などは天気によって左右されるので、同じ場所でも日を変えて調査する必要があるのでは無いでしょうか。 植物相の調査では、任意観察法とありますが、どのような調査方法でしょうか。 植生調査の回数も1回とありますが、それで地域内の植生を全て把握できると考えているのでしょうか。</p>	p. 7-7	<ul style="list-style-type: none"> 生物調査は、1回当たり1日とは限りません。 季節ごとに1回と計数しており、1回・1分類群当たり2日間程度の調査を実施します（項目によって若干異なります）。また、2日間とも降雨とならないように天気予報を確認しつつ日程を変更するなど、配慮して実施します。 植物相の任意観察法は、調査範囲内を踏査し、出現した陸上植物・大型水生植物について確認、記録するものです。調査対象はシダ植物以上の維管束植物とし、現地における同定が困難なものについては、持ち帰り同定を行います。 植生調査は、1回（2日間）で実施することとしていますが、植物相調査を3回（各2日間程度）行うため、その都度補足調査を実施します。なお、植生調査の実施に当たっては、吹田市作成の植生図（「すいたの自然 2011」に掲載の植生図）を事前に入手することで、効率的に行います。
13	<p>当該地は現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、旧地形が良好に残る部分もあることから、その埋蔵文化財の取り扱いについて、今後も引き続き協議をお願いいたします。</p>	p. 7-9	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地が歴史のある地域であることは認識していますが、文化財を管轄する関係部局との協議では、埋蔵文化財包蔵地外であることから、事前の発掘調査は必要がないとのことでした。ただし、工事着手後に遺構、遺物等が発見された場合は、文化財を管轄する関係部局に報告の上、具体的な調査方法について協議を行います。
14	<p>現況調査等をもとに交通混雑を予測し、周辺地域の交通状況に影響を及ぼさないように検討すること。</p>	p. 7-10	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地周辺の交通状況については、交差点交通量の調査箇所において交通混雑の予測を行い、周辺地域の交通状況に影響を及ぼさないように検討します。
15	<p>供用後の調査では、計画地内の道路（2道路が交差する交差点）での交通調査（交通量・騒音・振動）が必要ではないでしょうか。</p>	p. 7-11	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地内の都市計画道路が交差する交差点について、供用後の混雑度の予測を行います。また、当該交差点近傍の宅地を対象に、大気汚染、騒音、振動の予測を行います。 都市計画道路の供用後は、事後調査として交差点交通量調査及び騒音・振動調査を行い、予測結果の検証を行います。
16	<p>評価の方法について 「吹田市第2次環境基本計画－改定版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。という記述が随所にあります。第3次環境基本計画が策定中でもうすぐできるはずなので、そちらに合わせた方が良いのではないのでしょうか。</p>	p. 7-12	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書案の作成中（令和2年2月頃）に「吹田市第3次環境基本計画」が策定されることは承知していますので、環境影響評価書案では、本計画の内容に合わせて評価を行います。

番号	審査会委員等からの質問	提案書のページ	事業者の回答
17	今回の環境アセスメントの枠組みでは不要かもしれませんが、都市計画道路の整備による環境改善効果・時間短縮効果を算定すると、事業の有用性を示すことが出来ると思います。周辺道路を含めた広域的な計算が必要となりますが、検討をお願いします。	—	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備による環境改善効果・時間短縮効果について、今後、計算を行います。
18	自転車通行空間について、既存道路との接続部及び交差点部において、自転車が安全に走行できるよう誘導等を検討すること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 提案書に記載している都市計画道路の幅員構成は、現時点の事業者案であり、確定しているのは都市計画道路の総幅員及び車線数のみです。植樹帯、歩道、自転車専用通行帯等の幅員構成については、今後、事業者が大阪府及び大阪府警察本部と協議を行って決定しますが、同時に、自転車が安全に走行できる方策についても協議を行います。
19	<緑地協定締結区域の存在を踏まえた緑の回復育成の検討> 都市緑地法第54条に基づく緑地協定「吹田レストタウン千里山緑地協定」を認可した区域が、事業計画地東側に隣接しているため、今後の環境影響評価手続において、事業実施に係る緑の回復育成の検討に考慮することが望ましい。	—	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の緑地協定内容については認識しています。今後、事業計画策定に向けて考慮していきます。
20	吹田市には地下水を飲料に使用している井戸があると書かれています。地下水に関して環境影響評価項目から外すと書かれています。もし事業計画地の周辺に飲用井戸があれば、水質についてチェックする必要があります。	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地内及びその周辺の飲用井戸の有無について、吹田市環境部に照会したところ、「吹田市が管理している井戸に関しては、事業計画地内及びその周辺に飲用井戸はない」との回答を得ています。なお、個人が管理している井戸については、個人情報であるため公表されておらず、具体的な位置等を把握できていない状況です。 工事中に事業計画地及びその周辺で飲用井戸の存在が確認された場合は、工事中の水質のモニタリングを行います。